

# 大東文化大学教職員組合規約

## 第一章 総 則

### 第一条 (名称)

この組合は大東文化大学教職員組合と称する。

### 第二条 (組合員・非組合員の範囲)

この組合は大東文化大学(附属機関を含む)教職員並びに本学に生活の基礎をもつ者及び本組合の総会において承認を得たる者をもって組織する。但し、次の各号の一に該当するものを除く。

- 1 理事の職にあるもの。
- 2 部長以上の職にあるもの、その他学校の利益を代表するもの。
- 3 学部長の職にあるもの。

### 第三条 (所在地)

この組合の事務所を東京都板橋区高島平1の9の1 大東文化大学内に置く。

## 第二章 目 的

### 第四条 (目的)

この組合は組合員の緊密な結束と強固な実践力によって組合員の経済的地位の向上、学内の民主化の促進、教学の充実を計ることをもって目的とする。

### 第五条 (事業)

この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 組合員の経済、生活、身分の維持改善に関すること。
- 2 組合員及びその家族の文化、教養、厚生及び福利等の諸施設の設置運営。
- 3 教学の充実を計るための改善及び推進。
- 4 同じ目的を持っている他の団体との連携及び協力に関すること。
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業。

## 第三章 権利・義務

### 第六条 (選挙権)

組合員は役員選挙権及び被選挙権を有し、組合の総会に於いて意思を発表し、決議に参加する権利がある。

### 第七条 (権利の平等)

組合員は組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

### 第八条 (資格の無差別)

組合員は何人も、いかなる場合においても、人種、国籍、性別、門地、信条又は身分によって、組合員たる資格を奪われない。

### 第九条 (義務)

組合員は規定組合費を毎月納入し、組合規約並びに決議を尊重し、それを厳守する義務がある。

## 第四章 加入及び脱退

### 第十条 (加入の手続)

第二条の規定により本組合に加入しようとする者は申込書に組合費一ヶ月分を添えて執行委員長に申し込み、執行委員会に於いて審議承認し、総会に報告、決定をうるものとする。

### 第十一条 (脱退の手続き)

組合員が本組合を脱退しようとするときは、その旨、書面をもって執行委員長に届け出るものとする。

## 第五章 機関及び役員

### 第十二条 (機関の種類)

この組合に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 代議員会
- 3 執行委員会

### 第十三条 (総会の招集)

総会はこの組合の最高決議機関で、毎年一回、執行委員長がこれを招集する。但し、執行委員長が必要であると認めるとき又は組合員の三分の一以上の要求があったときは、執行委員長は臨時総会を招集しなければならない。

### 第十四条 (総会の付議事項)

総会は次の事項を審議し、決定する。

- 1 活動方針に関する事。
- 2 役員選挙に関する事。
- 3 組合規約の改廃に関する事。
- 4 予算の決定及び決算の承認に関する事。
- 5 組合費に関する事。
- 6 組合員の加入に関する事。
- 7 他団体への加盟及び脱退に関する事。
- 8 争議行為の開始及び終結に関する事。
- 9 組合員の賞罰に関する事。
- 10 その他執行委員会及び代議員会が必要と認めた事。

### 第十五条 (総会付議事項の無記名投票)

総会は組合員の二分の一以上の出席で成立し、その議事は出席組合員の過半数の同意を得て決める。可否同数の場合は議長がこれを決める。但し前条第2、3、7、8号については組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を必要とする。

### 第十六条 (総会の委任代理の件)

総会における委任代理を認め、前条に示された成立の可否は委任代理を含めた出席組合員数により判断するものとする。但し直接無記名投票においては委任代理を認めない。

### 第十七条 (代議員会の招集)

代議員会は総会に告ぐ決議機関で各職場を単位として選出された代議員によってこれを構成する。代議員会は執行委員長が必要と認めるとき、及び代議員の三分の一以上の要求があったと

き、執行委員長がこれを召集する。

#### 第十八条（代議員会の成立・議決と議決権の委任）

- 1 代議員会は全代議員の二分の一以上の出席によって成立し、その議事は出席代議員の過半数の同意を得て決定する。
- 2 代議員がやむをえない理由で代議員会に出席できない場合には、その議決権の行使を他の一名の代議員に委任することができる。

#### 第十九条（代議員会の付議事項）

代議員会は左の事項を審議決定する。

- 1 総会の議案提出に関すること。
- 2 総会の決議に基づく組合活動の具体的な細部に関すること。
- 3 各職場の情報、要求、及び苦情の処理に関すること。
- 4 執行委員会に対する要求及び助力に関すること。
- 5 その他、緊急を要する組合活動に関すること。

#### 第二十条（代議員の任務）

代議員は各職場の意思を代表し、かつ執行委員会に助言及び助力を行う。代議員は原則として執行委員を兼任しない。

#### 第二十一条（代議員の選出比率）

代議員の選出比率は原則として各職場につき一名とする。

#### 第二十二条（代議員の任期）

代議員の任期は一年とする。但し再任をさまたげない。補欠で就任したものの任期は前任者の残任期間とする。

#### 第二十三条（執行委員会の任務と招集）

執行委員会は組合の日常活動を統轄し、且つ総会及び代議員会の決定事項を執行する。執行委員会は第十四条及び第十五条の規定により選挙された執行委員によって組織され、執行委員長は月一回以上これを招集する。但し、執行委員の過半数の要求があったときは執行委員長はこれを招集しなければならない。執行委員会は執行委員会構成員の三分の二以上の出席で成立する。ただし、出席執行委員一名につき一人分の委任状を有効とする。直接無記名投票においては委任代理を認めない。

#### 第二十四条（役員の種類）

この組合は次の役員をおく。

- 1 執行委員長 1名
- 2 副執行委員長 1名または2名
- 3 書記長 1名
- 4 書記次長 1名または2名
- 5 会計監査 2名

なお、このほかに執行委員を必要に応じて選出し、1～4の役員とあわせて最大20名まで選出することができる。

#### 第二十五条（執行委員長の任務）

執行委員長は組合を代表し、組合の運営を統轄して一切の責任に任ずる。

#### 第二十六条（副執行委員長の任務）

副執行委員長は執行委員長を補佐して執行委員長に事故があるときはその職務を代行する。

#### 第二十七条（書記長その他の役員の任務）

書記長その他の役員は左の業務を分担する。

- 1 書記長は主として組合の日常活動を促進し、公文書の作成、保管及び公印の保管の責に任ずる。
- 2 書記次長は書記長を補佐して書記長に事故があるときはその業務を代行する。
- 3 執行委員は組合の日常活動を促進し、且つ専門部の業務を分担する。
- 4 会計監査は組合の会計業務及び取引金融機関の収支状況を年一回以上、あるいは必要に応じてこれを監査する。

#### 第二十八条（役員の任期）

役員の任期は一年とする。但し再任をさまたげない。補充で就任したものの任期は前任者の残任期間とする。

#### 第二十九条（専門部の種類）

執行委員会に次の専門部を置く。

- 1 総務部
- 2 経理部
- 3 調査部
- 4 情報宣伝部
- 5 厚生部
- 6 その他必要と認める専門部

#### 第三十条（各専門部長の嘱任）

各専門部長は執行委員長が任命し総務部長は書記次長がこれを兼ねる。

#### 第三十一条（各専門部員の嘱任）

各専門部には部長嘱任の部員若干名を置くことができる。

#### 第三十二条（専門部の会議参加）

各専門部長は執行委員の要請がある場合、執行委員会及び代議員会に出席することができる。

## 第六章 選挙

#### 第三十三条（総会議長）

総会議長は代議員会が推薦する二名以上の候補者のなかから、総会の出席組合員が直接無記名投票でこれを選挙する。但し組合役員は議長候補者になることができない。

#### 第三十四条（代議員会議長）

代議員会議長は代議員会の開催に当って、出席代議員の互選によってこれを選出する。

#### 第三十五条（代議員）

代議員は十名を単位とする職場において直接無記名投票でこれを選挙する。  
（関連条文第二十一条）

#### 第三十六条（組合役員）

組合役員選挙は原則として立候補制とする。立候補者がいない場合、各職場の直接無記名投票により推薦候補者を選出し、これを選挙管理委員会に届けるものとする。各職場の推薦候補者の選出比率は第二十一条に準ずる。また、推薦候補者の届出は役員選挙の行われる総会に先立つ七日前とする。

## 第七章 選挙管理委員会

### 第三十七条（設立の義務）

組合役員の選挙を行うときは、選挙管理委員会を設けなければならない。

### 第三十八条（構成）

選挙管理委員会は総会で選出された委員五名で構成し、委員の互選により委員長を選出し、委員長は委員のなかから書記一名を委嘱する。

### 第三十九条（任務）

選挙管理委員会は次の業務を行う。

- 1 選挙人名簿の調整と管理
- 2 選挙の公示
- 3 立候補者の受付と発表
- 4 投票及び開票立会人の指名
- 5 当選の確認と発表
- 6 その他選挙管理に必要なこと

### 第四十条（任期）

選挙管理委員の任期は年度末の総会から次年度初めの総会までとする。

## 第八章 会 計

### 第四十一条（組合費）

- 1 専任職員（事務職員及び教育職員）の組合費の月額は組合員の俸給月額の0.6%とする。但し100円未満については切り捨てるものとする。
- 2 非専任職員（助教等の任期制職員も含む）の組合費は月額300円とする。
- 3 年俸制特任教員の組合費は以下の通りとする。

特任教授	：2600円
特任准教授	：1900円
特任講師	：1600円
特任助手	：300円
- 4 休職中の組合員の組合費は1、または2で定めた金額の50%とする。

### 第四十二条（組合の経費）

組合の経費は組合費その他の収入をもってこれに当てる。

### 第四十三条（会計年度）

組合の会計年度は毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

### 第四十四条（会計報告）

組合のすべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人により正確であることの証明書とともに、年度末あるいは年度当初の総会に提出、その承認を得なければならない。

## 第九章 賞 罰

### 第四十五条（功勞表彰と罰則）

組合員で組合に大きな貢献のあった者は、総会の決議によってこれを表彰することができる。  
組合員で次の各項に該当したときは総会の決議によって除名、解任又は権利を停止することができる。

- 1 組合決議に違反したとき
- 2 組合の規約に違反したもの
- 3 理由なく組合費を三ヶ月以上滞納したもの
- 4 その他執行委員会で除名、解任又は権利停止の必要を認めたもの

## 第十章 付 則

### 第四十六条（細則制定・改正の手続）

この組合の規約の実施に必要な細則はこれを別に定める。細則の制定・改正は代議員会の決議を経てこれを行い次期総会に報告し承認を得る。

### 第四十七条（本規約の発効）

この改正は 1972 年 6 月 12 日より施行する。  
この改正は 1974 年 6 月 25 日より施行する。  
この改正は 1979 年 10 月 1 日より施行する。  
この改正は 1984 年 6 月 17 日より施行する。  
この改正は 1986 年 11 月 25 日より施行する。  
この改正は 1988 年 5 月 30 日より施行する。  
この改正は 1993 年 11 月 16 日より施行する。  
この改正は 1997 年 11 月 17 日より施行する。  
この改正は 2002 年 11 月 25 日より施行する。  
この改正は 2003 年 11 月 10 日より施行する。  
この改正は 2005 年 2 月 1 日より施行する。  
この改正は 2006 年 11 月 14 日より施行する。  
この改正は 2011 年 11 月 28 日より施行する。  
この改正は 2016 年 11 月 14 日より施行する。  
この改正は 2018 年 4 月 1 日より施行する。

## 大東文化大学教職員組合慶弔見舞金等規定

第一条 本組合員に次の各項に該当する事項が生じた場合付記の通り慶弔する。  
但し非専任職員（規約第四十一条第一項に該当しない者）は（ ）内の金額とする。

1	結婚	30,000円（20,000円）
2	出産	20,000円（10,000円）
3	死亡（本人）	80,000円（40,000円）
	（配偶者）	40,000円（20,000円）
	（一親等内血族）	20,000円（10,000円）

第二条 本組合員に次の各項に該当する事項が生じた場合付記の通り見舞いする。  
但し非専任職員（規約第四十一条第一項に該当しない者）は（ ）内の金額とする。

1	一ヶ月以上病気欠勤の場合	20,000円（10,000円）
2	三ヶ月以上病気欠勤の場合	30,000円（20,000円）
3	火災等災害被災の場合	40,000円（20,000円）

第三条 本組合員が退職によって組合を脱退する場合、勤続年数（組合員であった期間）に応じ、次の金額に相当する退職記念品を贈呈する。  
但し、アルバイト職員に関しては一律10,000円とし、その他の非専任職員は（ ）内の金額とする。

1	勤続年数三年以上五年未満	20,000円（10,000円）
2	勤続年数五年以上十年未満	30,000円（20,000円）
3	勤続年数十年以上	50,000円（30,000円）

### 付記

この規定は1979年4月1日より施行する。  
この規定は1988年4月1日より施行する。  
この規定は1996年2月1日より施行する。  
この規定は1997年11月17日より施行する。  
この規定は2005年2月1日より施行する。  
この規定は2011年11月28日より施行する。  
この規定は2016年11月14日より施行する。